

SUGGEST by hamamoto

# mite net!

みてねっと!

2013 SPRING  
Vol.33



## 年金の受給開始年齢の引き上げが始まりました。

会社員だった男性の公的年金が本年（平成25年）4月から、61歳にならないと受給できなくなりました。

民間企業などに勤め、現役時代に厚生年金に加入していた方は、老後に受け取る年金として、「老齢基礎年金」に加え、「老齢厚生年金」を受け取ることができます。

「老齢基礎年金」は、国民年金に一定期間以上加入し、保険料を納めた人が受け取れる国民に共通の年金です。厚生年金などの加入者も、自動的に国民年金に加入していることになるため、加入期間や納めた保険料に応じた年金額の「老齢基礎年金」を受け取ることができます。「老齢厚生年金」は、厚生年金に加入していた人が、老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができる年金です。

老齢基礎年金、老齢厚生年金とも受け取ることができるのは65歳からです。ただし、厚生年金に1年以上加入し、かつ老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、現在60歳から65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」が受け取れます。本年度4月以降に60歳になる男性から、段階的に、この「特別支給の老齢厚生年金」の受給開始年齢が引き上げられました。

老齢厚生年金は従来、60歳から支給されてきました。平成12年に年金制度が見直され、老齢厚生年金の受給開始年齢も老齢基礎年金と同じ65歳に引き上げられました。

ただし、当分の間は、65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」を支給し、その受給開始年齢が3年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられています。

この特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間に応じて決まる「定額部分」と、加入期間と加入期間中の報酬に応じて算出される「報酬比例部分」の2階建てになっており、まず、「定額部分」の受給開始年齢の引き上げが、男性の場合は平成13年度から平成25年度にかけて、女性の場合は平成18年度から平成30年度にかけて行われています。これに続いて、「報酬比例部分」の受給開始年齢の引き上げが、男性の場合は平成25年度から平成37年度にかけて、女性の場合は平成30年度から平成42年度にかけて、段階的に行われてきます。

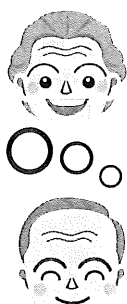
特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げが始まります。政府広報オンライン

男性の場合	女性の場合	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日生	昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日生	特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）					老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日生	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日生						老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日生	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日生						老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日生	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日生						老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日生						老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和36年4月2日～ 以降に生まれた方	昭和41年4月2日～ 以降に生まれた方						老齢厚生年金	老齢基礎年金

平成25年度から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げ

※女性は平成30年度から

「繰上げ請求」をすれば、受給開始年齢前でも60歳から年金の受け取りが可能です。



老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上げられた方でも、60歳から早めに年金を受けたいという場合には、「繰上げ請求」の制度があります。年金事務所で「繰上げ請求」の手続きをすることによって、受給開始年齢前でも60歳以降であれば、老齢厚生年金を繰り上げて受け取ることができます。ただし、次のような注意点があります。

### ①老齢基礎年金と併せて繰り上げ請求が必要

※老齢厚生年金のみを繰り上げることはできません。

年金額は、本来の受給開始年齢で受け取る金額より、繰上げ請求日から本来の受給開始日までの月数ごとに0.5%減額

※減額率は生涯変わらず、65歳以降に受け取る年金にも適用されます。

(例) 老齢厚生年金を61歳、老齢基礎年金を65歳から受け取る方が、60歳で繰上げ請求した場合

老齢厚生年金は、12ヵ月（1年分）×0.5%＝6%が本来の年金額から減額

老齢基礎年金は、60ヵ月（5年分）×0.5%＝30%が本来の年金額から減額

### ②繰上げをすると、障害を負った際に支給される「障害年金」が受け取れなくなる。

上記のことから、「繰上げ請求」が全ての方にお勧めとはいえません。特に昭和36年4月以降に生まれた方にはお勧め出来ません。また、本年4月より高齢者雇用安定法も改正され、定年後も会社に再雇用されやすくなりました。ただ、働きながら年金をもらう場合、給与額によっては、年金を減額される場合もあります。退職金や貯金を取り崩して生活する方法もありますが、個人年金の加入など計画的に自衛策を立てる必要があります。ゆとりあるセカンドライフを送るためにも、効果的な資金計画も必要です。是非担当者にご相談ください。

# 生保 トピック

## 『新たな格差の火種』



現在2,900万人と言われる65歳以上の人口はあと10年で3,600万人に達すると予想されます。衣食住の分野でどんどん新しい高齢者向けサービスが生まれるにもかかわらず、現役世代の減少はその供給力に制約をもたらすと予測されます。その結果、新しい高齢者向けサービスは高くならざるを得ません。準備が出来る人とそうでない人に新たな格差をもたらしかねない事態が懸念されます。退職金を老後資金に充てるから大丈夫、と考えている人もいるでしょう。たとえ65歳の定年時に3,000万円の資産があったとしても、それを公的年金も含め月25万円づつ使い続けると77.5歳で資産は枯渇します。平均寿命から考えると「寿命が尽きるか、老後資金が尽きるか…」これは決して人ごとではありません。

「老後難民」・・・かなり厳しい言葉です。でもこれからの社会が悪くなると言っているわけではありません。準備が出来ているかいないかで大きな格差が生まれかねないことが心配なのです。2010年2月に行った(※1)「サラリーマン1万人アンケート」では現在の公的年金制度では安心できないと考えている人は、全体の9割近くいます。それにもかかわらず、老後の生活資金をまったく準備していない人が44%もいます。しかも、定年退職後の資産形成を特に何もしていない人が41%に達し、さらに、老後の生活資金準備額が100万円未満(ゼロも含む)の人で、資産形成を特に何もしていない人は84%に上ります。ここから浮かび上がるのは、「老後の暮らしが不安なのに何の蓄えもなく、準備もできない」という矛盾したサラリーマンの姿です。まさに、老後難民予備軍です。

老後難民にならないためには、まずはきちんとその認識を持って準備に当たることです。どれぐらいの生活費がいるのだろうか、それをどうしたら作り上げることが出来るのだろうかを働き盛りの今、真剣に考えてみてください。当社ライフプランプランナーまでご相談ください。

(※1)フィディリティ退職・投資教育研究所調べ

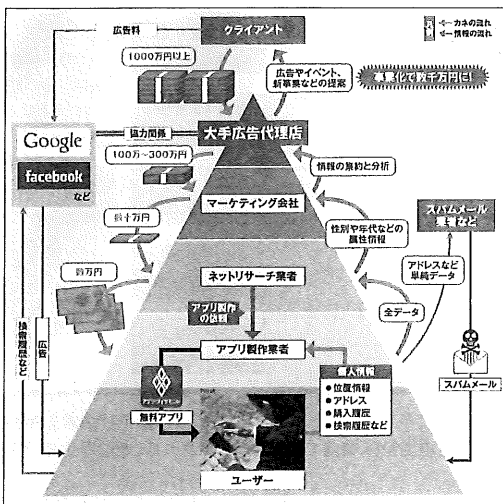
# 事故関連 トピック

## 『無料アプリの危険性』

最近、広告代理店がクライアントに、従来とは比較にならないほど具体的なマーケティングを可能にするデータを持ち込むケースが多くなったと言われます。ターゲットの性別や年齢などの属性はもちろん、職業から年収、行動履歴、そして趣味や嗜好、行動パターンに至るまで個人情報が見えやすくなっています。これはスマートフォン用アプリから漏れる膨大な個人情報により大手広告代理店を頂点に大量の個人情報が付加価値を増やし

ながら大金に変わっていくピラミッド型の構造が広がっています。ユーザーから個人情報を吸い上げるのはアプリ製造業者です。生のデータを数万円でネットリサーチ業者へそのまま引き渡しており、メールアドレスなどの単純な個人情報はスパムメール業者にも横流しされ、ある日突然山のようになり届くメールに化けています。ネットリサーチ業者は属性ごとに分類し、マーケティング会社に数十万円に売り込みをかけます。マーケティング会社はより洗練された情報を大手広告代理店に売り込みをかけ、このとき価格は100万円～300万円になると言います。大手広告代理店は膨大なデータを蓄積しクライアントに営業をかけ、広告やイベントの新事業を提案します。ここまで来ると元はタダ同然だった個人情報が1000万円以上に化けると言います。また最近ではフェイスブックや※SNSとも業務提携を深めスマホ以外にも同様のマーケティング手法を行なわれています。日本のスマホユーザーがインストールするアプリ数は40件/人に及びます。この数字は調査対象40カ国で大差をつけて1位です。アプリの動作などという難しいことはわからない、というのはズボラさの言い訳でしょう。アプリインストール時には「同意してダウンロード」とあります。何に同意しているのかを考えずにボタンを押しているならば、契約書の中身も見ずに判をつけているのと同じです。問題になる部分はごく簡単な言葉で書かれていますので、ぜひしっかり読んでみましょう。

※ソーシャルネットワーキングサービス(人と人とのつながりをサポートするwebサイト)



見直してください あなたの暮らしの保障  
**浜本保険株式会社**

- 本社 / 兵庫県加西市北条町構尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F  
TEL.0790 (42) 1223(内) FAX.0790 (43) 1205
- 高砂営業部 / 兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号  
TEL.079 (442) 3515(内) FAX.079 (442) 3054
- イオン加古川店 / 兵庫県加古川市平岡町新在家615-1  
TEL.079 (426) 6500(内) ☎0120 (920) 903



■本社/北条営業部



■高砂営業部



■アフラックサービスショップ